

「ながさきセミコン連絡会」会則

【名称】

第1条 本会は、「ながさきセミコン連絡会」と称する。

【目的】

第2条 公益財団法人長崎県産業振興財団（以下、「財団」という。）は、県内の半導体関連産業の振興と県内事業者の参入支援を図るため、「ながさきセミコン連絡会（以下、「連絡会」という。）を組織し、以下に示す取り組みを行うことを目的とする。

- ①半導体関連支援施策の案内や各種情報提供
- ②行政の取り組みや施策への要望、意見等の聴取
- ③セミナーやマッチング商談会、展示会、イベント出展などの支援

【事業】

第3条 連絡会は、原則として電子メール等による情報提供を活動の柱とし、総会等の会合は開催しない。

【構成員（会員）】

第4条 連絡会の構成員（会員）は、原則として半導体関連産業における事業展開または半導体関連産業への参入を検討している製造業者等の法人とし、第2条に定める連絡会の運営目的に賛同する事業者とする。

【事務局】

第5条 連絡会の事務を処理するため、財団内に事務局を置く。

【連絡会への加入】

第6条 連絡会への加入は、連絡会のホームページより申込みを行うものとし、第4条に定める要件を満たす者とする。

【会費】

第7条 連絡会運営のための会費は無料とする。

【登録内容変更】

第8条 会員が加入時に登録した内容に変更が生じた場合は、事務局に変更連絡をしなければならない。

【退会】

第9条 連絡会を退会する場合は、連絡会のホームページより事務局に連絡しなければならない。

【登録解除】

第10条 連絡会は、以下に該当する場合、当該会員の登録を解除することができる。

- (1) 会員の登録情報に虚偽、過誤がある場合
- (2) 登録されたメールアドレスが機能していないと判断される場合
- (3) 第三者になりすまして加入を行った場合

- (4) 連絡会から配信したメールが不達となった場合
- (5) メールアドレスが第三者に利用され、登録した覚えがないのにメールが届いた等の苦情の申し出があった場合
- (6) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成 22 年 9 月 13 日施行）別表 1 に掲げる措置要件に該当すると認められた場合
- (7) その他、連絡会が不適当と判断する行為があった場合

【個人情報】

- 第 11 条 連絡会の登録情報は、連絡会が適切に取り扱うとともに厳重に管理しなければならない。
- 2 連絡会は、個人情報を事前に会員本人の同意を得ることなく第三者（長崎県庁を除く）に提供できない。
 - 3 会員は登録にあたって求められる情報を正確に登録しなければならない。

【補則】

- 第 12 条 この会則に定めるもののほか、連絡会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は令和 5 年 5 月 8 日から施行する。